

3

日常でできる 情報提供の工夫

仕事や日常の場面では、
次のような情報提供の
工夫ができます。



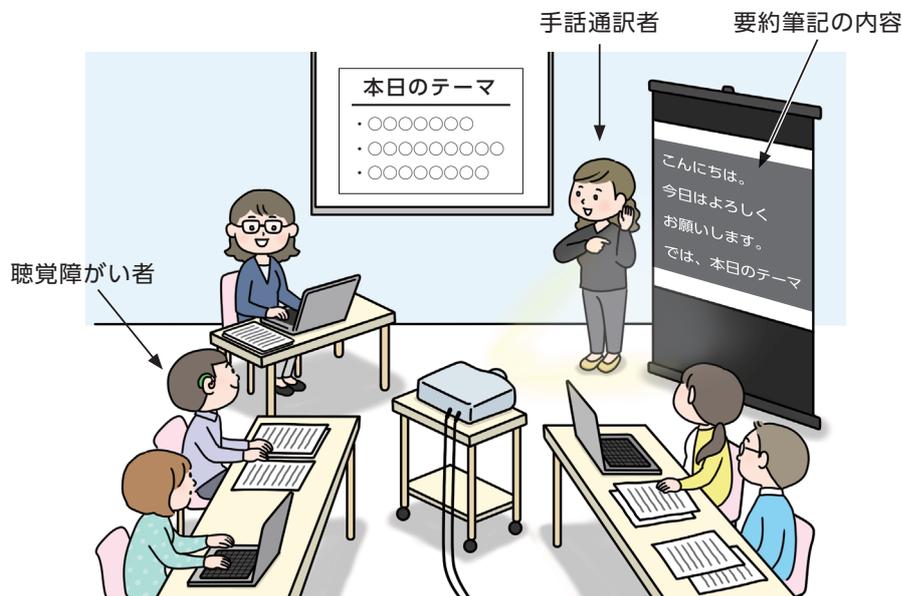
3-1 事前に環境を整えるもの

- 文字情報以外の案内方法（点字や音声読み上げ）の用意をします。
- 筆談ボードや、指を差してメニューを注文できるように写真付きのメニューを用意したり、スマートフォンやタブレットに音声認識アプリなどを入れておきます。
- 多言語で表記されているものを用意します。
- 申し込み先や問い合わせ先は電話番号だけでなく、FAX番号やメールアドレスなど、複数の方法を記載しておくようにします。

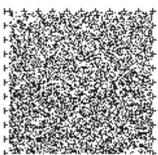


column

打ち合わせや会議など



- 手話通訳者の手配 → オンラインでも対応できる場合があります。
- 要約筆記者の手配 → 手書きやパソコンで文字を入力する方法があります。また、オンラインでも対応できる場合があります。
- 配布資料の点訳、パソコン等で読み上げるためのテキストデータの作成
- モニターの設置 → 参加している人全員と資料の内容や会話の内容を共有するために使用します。



3-2 個別に対応できるもの (急に対応が必要になった時)

その1 | 相手のニーズを確認します。

その2 | 自分たちができることを提案します。

その3 | 相手と適切な調整を行い、実施します。

10ページのように
事前準備をしても、
その他のニーズが
当日に出てきてしまい、
準備が間に合わなかった
場面での対応例です。



事例

1



聴覚障がい者

手話で説明していただけますか？

手話できません。また、今から手話通訳者を手配することが難しいので、筆談や音声認識アプリを使って対応する方法でもよろしいでしょうか？

はい。お願いします。



事例

2



視覚障がい者

メニューをタッチパネルで確認できないので、点字メニューはありますか？

点字メニューは作成中のため、本日はスタッフが読み上げる方法でもよろしいでしょうか？

大丈夫です。お願いします。



事例

3



高齢者

小さい文字で読みにくいので、大きな文字の資料はありますか？

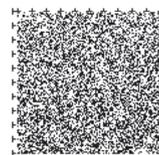
大きな文字の資料はないため、拡大コピーしたものをお渡すのはいかがでしょうか？

それをお願いします。



まず、上記のように、話し合い（建設的対話）で互いに納得のいく方法を見つけます。その納得した方法を行うこと、これを「合理的配慮」といいます。

2024年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が全国的に法的義務化されました。（東京都では先行して義務化されています。）→詳しくは20ページ参照



音声コード Uni-Voice